平成２７年（フ）第５０号
川崎市川崎区本町１丁目８番地23　ダイキン本町266
債務者　宮崎　　隆
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
青森県平川市新館野木和４番地３　メゾンのぎわ201、旧住所青森県平川市本町南柳田38番地38
債務者　北山　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２３号
青森県弘前市大字清水２丁目４番地１
債務者　長谷川論子
法定代理人保佐人　長谷川孝博
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第３７号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋51番地の３湯さか荘寮
債務者　藤原　由美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７８号
神奈川県小田原市新屋150番地の４
債務者　渕上　由美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７号
青森市大字田茂木野字阿部野25番地
債務者　工藤ひろみ
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
青森市赤坂１丁目34番２号　県営住宅24―３－４
債務者　高安　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
青森市大字新城字平岡160番地668
債務者　田村　仁一
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
青森市緑２丁目５番地２　コーポオクノ203号
債務者　齊藤　洋子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
熊本市東区下南部２丁目17番20号　コーポ21502号
債務者　山中　美架
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
山口県下松市旗岡２丁目６番１旗岡県営住宅41棟304号
債務者　武村奈緒子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１６号
山口県光市室積２丁目２番22号、前住所山口県光市光井４丁目９番21―６号
債務者　白澤智惠美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２０５号
愛知県春日井市神明町41番地　楠荘10号
債務者　清水　千郷
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７号
長崎県佐世保市黒髪町3791番地２　コート黒髪201号室、前住所長崎県佐世保市もみじが丘町40番地19　パークサイドもみじが丘
債務者　池田陽太郎
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８号
青森県八戸市東白山台２丁目９番７号　サンシャインコートＡ203号
債務者　木澤畑　健
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
茨城県神栖市堀割１丁目７番15―１号　フローラ舞105号
債務者　大竹　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第８７号
名古屋市名東区牧の里２丁目1404番地　メゾン牧の里109号
債務者　森　　洋三
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部